

第3章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の技術基準

第1節 総 論

第1 着工届、設置届等の添付図書等

1 着工届

- (1) 法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等の着工の届出（以下「着工届」という。）の添付図書及び記載要領等については、それぞれ別表第1－1及び別表第1－2によること。



なお、添付図書に用いる図示記号は、原則としてJISによること。◆

- (2) 消防設備等に係る工事の区分は、別表第1－4によること。
- (3) 届出及び添付図書は、次によること。
- ア 届出は、防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して届け出るものであること。◆
- イ 消防同意時等に消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計に関する図書が提出され、着工届の時点で設計内容に変更がなく、そのまま活用できるものは、当該図書を添付図書として用いることができる。
- ウ 省令第31条第6号イに規定する加圧送水装置を設置する連結送水管に係る添付図書については、別表第1－1の消火設備に準じて記載すること。
- エ 省令第12条第1項第8号に規定する総合操作盤を設置する場合は、自動火災報知設備の届出に総合操作盤に関する図書及び総合操作盤の概要表を添付すること。◆
- (4) 法第17条の14に定める工事に着手しようとする日とは、次によるものであること。
- ア 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物、消火設備、粉末消火設備及び屋外消火栓設備については、各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く）の接続工事又は加圧送水装置の設置工事を行おうとする日
- イ 自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備については、受信機（当該工事に受信機を含まないときは、感知器又は検知器）の設置工事を行おうとする日
- ウ 避難器具については、取り付け金具の設置工事を行おうとする日
- エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- (ア) パッケージ型消火設備
パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行おうとする日
- (イ) パッケージ型自動消火設備
パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日
- (ウ) 共同住宅用スプリンクラー設備、特定駐車場用泡消火設備
各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置の設置工事を行おうとする日
- (エ) 共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日（受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器の設置を行おうとする日）

2 設置届等

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出に係る添付図書及び記載要領等については、別表第1-1及び別表第1-2によること。◆

- (1) 届出は、防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して届け出るものであること。◆

なお、消火器と避難器具等は、一括して届け出ることができるものであること。◆

- (2) 添付図書で、着工届の図書と同一のものとなる場合は、これを省略することができる。

3 軽微な工事等に係る着工届の省略 ◆

消防用設備等の工事の種別が、増設、移設又は取替えに該当し、別表第1-3に掲げる工事の範囲であり、かつ、次の要件を満たす場合は、着工届を省略することができる。ただし、別表第1-3に掲げる工事の範囲以外の工事と同時に行う場合は、軽微な工事についても着工届の省略はできない。なお、着工届出を要しない場合であっても、設置届出は必要であること。

- (1) 政令第36条の2第1項の規定に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を行う場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する別表第1-1に掲げる図書及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、省令第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察等に提示できるようにしておくこと。

別表第1-1

	設備の種類	添付図書	記載要領等
消 火 設 備	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 屋外消火栓設備 パッケージ型消火設備 パッケージ型自動消火設備 共同住宅用スプリンクラー設備	1 防火対象物の概要表 2 設備の概要表 3 平面図及び断面図等 4 配管系統図 5 配線系統図 6 仕様書及び計算書 7 使用機器図 8 消防用ホースの延長経路図（ホースを用いるものに限る。）	(1)「断面図等」には、居室、天井の構造が立体的なものについてのみ、ヘッド、配管等の設置状況について明記すること。 (2)「配管系統図」には、配管摩擦損失計算の基礎となる使用管長、管径、管継手、弁等を明記すること。 なお、平面配管系統図は、平面図に記載することができる。 (3)「配線系統図及び展開図」には、作動順序を示す接続の状況を明記すること。感知器等と連動した自動起動方式及び予作動式のスプリンクラー設備は、連動の系統等、信号系統を明記した図書を添付すること。 (4)「使用機器図」には、加圧送水装置、起動装置、自動警報装置、自動火災感知装置、ヘッド、ノズル、ホース等個々の機器の詳細を明記すること。 なお、第3章第2節第2「屋内消火栓設備」. 「技術基準」. 2. (2). (ア) による認定に適合したものにあつては、ポンプ試験成績表及び加圧送水装置等の銘板写しを添付すること。 (5)「消防用ホース延長経路図」には、各階の最も延長経路が長い部分1か所を平面図に記載して確認すれば足りるものであること。
	不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	上記を準用するほか、次による。 1 設備の概要表 2 防護区画一覧表 3 ダクト系統図 4 自動起動系統図 5 消防用ホースの延長経路図（ホースを用いるものに限る。）	(1)「配管系統図」には、全体系統図のほかに、貯蔵ボンベ室の平面系統図を添付し、起動ボンベ、操作導管、逆止弁、安全装置、容器弁等の系統を明示すること。 (2)「自動起動系統図」には自動起動のもののみ、連動の状態を明示した図面を添付すること。 (3)「消防用ホース延長経路図」には、各階の最も延長経路が長い部分1か所を平面図に記載して確認すれば足りるものであること。
	非常電源	1 非常電源の概要表 2 配置図 3 構造図 4 接続図 5 仕様書及び計算書	(1)「配置図」には、次の内容を明記すること。 ア 設置する場所とその周囲（平面図） イ 設置する場所（区画）の構造（室内仕上り表を含む。）、出入口、開口部等の位置及び材質 ウ 換気装置（ダクトを含む。）の位置・構造 エ 機器及び配線の位置並びに相互の距離（平面図） オ その他必要な付属設備 (2)「構造図」には、次の内容を明記すること。 ア 機器の姿図又は外観図。ただし、内容が確認できるカタログ等に代えることができる。 イ 耐震措置に係る内容等 (3)「接続図」には、次の内容を明記すること。 ア 配線系統図（単線接続図又は三線接続図） イ 作動順序を示すフローチャート ウ 制御回路（インターロック回路を含む。）

	設備の種類	添付図書	記載要領等
消火設備	非常電源		(4)「仕様書」は、概要表又は仕様の記載されたカタログ等に代えることができる。 (5)「計算書」には、次の内容を明記すること。 ア 発電容量の算定 イ 換気量 ウ 冷却水量の算定 エ 耐震措置 (6) 認定品を使用した場合は、認定証書の写し等を添付すること。 (7)「負荷設備概要表」の耐火又は耐熱電線の接続方法において、標準工法以外を使用した場合は、当該工法に係る図書を添付すること。
警報設備	自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置) 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備	1 防火対象物の概要表 2 設備の概要表 3 断面図 4 配線図(電源系統図、設備系統図、設備図) 5 平面図 6 仕様書 7 非常電源(別置型に限る。)	(1)「防火対象物の概要表」については、無窓階該当階の有無及び該当階を明記すること。 (2)「設備の概要表」は次によること。 ア 特殊な施工方法等のため様式に該当項目がない場合は、備考欄に概要を記入する。 イ 自動火災報知設備について放送設備を設置し、地区音響装置を省略する場合は、備考欄にその旨を記入する。 (3)「断面図」には、各室の用途、間仕切壁、開口部の状況等又は建築物の屋根の傾斜、はりの深さ及びはりの間隔、天井の形状を明記すること。 (4)「配線図」は、次によること。 ア「電源系統図」には、常用電源又は非常電源から消防用設備等に至る配線の概要を明記すること。 イ「設備系統図」には、電線管の口径、配線本数、電線路の立上り・引下げ・警戒区域、受信機、中継器、機器収容箱、副受信機の配置状況を階別、系統別に明記すること。 (5)「平面図」には、室名及び設備系統図を構成する機器、配線等を平面的に明記して、消火設備の設置等により感知器が省略された部分は、図面にその旨を色別等により明記すること。 (6)「非常電源」(別置型に限る。)については消火設備欄の非常電源の例によること。
避難設備	金属製はしご(固定式のもの(固定はしご及び避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごをいう。)に限る。) 救助袋 緩降機	1 設備の概要表 2 配置図 3 平面図 4 立面図 5 避難器具の設計図及び構造計算書	(1)「配置図」には、敷地内における建築物の位置、他の建築部との別、建築物の各部分と敷地に接する道路の位置及び幅員を記入する。 (2)「平面図」には、設置位置を記入する。 (3)「立面図」には、外壁面に設置階から避難階までの動線を記入する。 (4)「避難器具の設計図」には、避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を記入する。 (5)「構造計算書」には、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を記入する。

	設備の種類	添付図書	記 載 要 領 等
特殊消防用設備等	特殊消防用設備等	特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、法第 17 条第 3 項に規定する設備等設置維持計画、法第 17 条の 2 第 3 項の評価結果を記載した書面及び法第 17 条の 2 の 2 第 2 項の認定を受けた者であることを証する書類	

別表第1-2

設備の種類	添付図書	記載要領等
消 火 器	1 防火対象物の概要表 2 設備の概要表 3 平面配置図 4 仕様書（パンフレット及び能力単位計算書	(1)「能力単位計算書」は試験結果報告書備考欄に記載してあれば、別葉でなくても支障ない。 (2)「設備の概要表」は、試験結果報告書の添付をもって代えることができる。
動力消防ポンプ設備 消防用水 連結散水設備 連結送水管 共同住宅用連結送水管	1 防火対象物の概要表 2 設備の概要表 3 平面図及び断面図等 4 配管系統図 5 配線系統図及び展開図 6 仕様書及び計算書 7 使用機器図	(1) 別表第1-1に掲げる消火設備欄の例によること。 (2)「設備の概要表」は、試験結果報告書の添付をもって代えることができる。 (3)「連結送水管の試験結果報告書」は、配管耐圧試験欄及び放水試験欄は空欄とし、消防検査時に行った結果を後日、届け出ることができる。
非 常 警 報 設 備	1 防火対象物の概要表 2 設備の概要表 3 平面図 4 断面図 5 配線図（電源系統図、設備系統図） 6 仕様書 7 非常電源	(1)「防火対象物の概要表」には、無窓階の有無及び該当階を明記するほか、収容人員を記入する。 (2)「設備の概要表」は試験結果報告書の添付をもって代えることができる。 (3)「断面図」、「配線図」、「平面図」及び「非常電源」は別表第1-1に掲げる警報設備欄の例によること。
漏 電 火 災 警 報 器	1 防火対象物の概要表 2 設備の概要表 3 平面図 4 配線系統図 5 仕様書	(1)「平面図」には、次の内容を明記すること。 ア 引込線取付点から屋内分電盤までの配線と変流器及び受信機の設置位置 イ 音響装置を設置した場所の用途 (2)「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 ア 引込線取付点から分電盤までの単線接続図 イ 操作電源の分岐方法、電源の太さ、開閉器等の容量 (3)「仕様書」は、仕様等の記載されたカタログ等に代えることができる。
すすべり台 すべり棒 避難口はし 避難用タラップ	1 設備概要表 2 配置図 3 平面図 4 立面図 5 避難器具の設計図及び構図計算書	(1)「配置図」には、敷地内における建築物の位置、他の建築物との別、建築物の各部分と敷地に接する道路の位置及び幅員を記入する。 (2)「平面図」には、設置位置を記入する。 (3)「立面図」には、外壁面に設置階から避難階までの動線を記入する。 (4)「避難器具の設計図」には、避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を記入する。 (5)「構造計算書」には、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を記入する。

設備の種類	添付図書	記載要領等
誘導灯 誘導標識	1 防火対象物の概要表 2 設備の概要表 3 平面図 4 配線系統図 5 仕様書 6 非常電源	(1)「平面図」には、誘導灯又は誘導標識の設置位置、誘導灯の区分（A級、B級、C級）等を明記すること。 また、特例が適用された部分には、その旨を表示すること。 (2)「配線系統図」には、分電盤等からの電線の施行方法、種類、太さ、電線数及び使用電源等を明記すること。 (3)「仕様書」は、仕様等の記載されたカタログ等に代えることができる。 (4)「非常電源」は、別表第1－1消火設備欄の非常電源の例によること。（別置形に限る。）
排煙設備	1 防火対象物の概要表 2 設備の概要表 3 平面図 4 ダクトの系統図 5 配線図 6 仕様書及び計算書 7 非常電源	(1)「平面図」には、排煙区域、空気流入口、排煙口及び手動起動装置の位置を明記すること。 (2)「ダクト系統図」には、階別の平面系統及び立面系統を明記すること。ただし、平面系統については平面図に明記することができる。 (3)「仕様書」には、設備の概要及び使用器材の機能、構造等を明記すること。 (4)「非常電源」については、別表第1－1消火設備欄の非常電源の例によること。
非常コンセント設備 共同住宅用非常コンセント設備	1 防火対象物の概要表 2 設備の概要表 3 平面図 4 立面図 5 配線系統図 6 仕様書及び計算書 7 非常電源	(1)「平面図」には、設置位置を明記すること。 (2)「立面図」には、次の内容を明記すること。 ア 設置する場所の断面図 イ 箱体の立面図 (3)「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 ア 常用及び非常電源の配線 イ 開閉器等の位置、種類、容量等 (4)「仕様書」は、仕様等の記載されたカタログ等に代えることができる。 (5)「非常電源」については、別表第1－1消火設備欄の非常用電源の例によること。
無線通信補助設備	1 案内図 2 防火対象物の概要表 3 設備の概要表 4 平面図 5 配線系統図 6 使用機器図	(1)「平面図」には、設備系統図を構成する機器、電線等平面的に明記すること。 (2)「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 ア 常用電源及び非常電源から消防用設備等に至る配線の概要 イ 配線の立ち上がり・引き下げ及び機器の系統別配置状況等及び各機器（構成部品）における損失・利得及び輻射レベル (3)「使用機器図」には、保護箱、混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図、仕様等を明記すること。

別表第1-3

軽微な工事の範囲（着工届）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	消火栓箱の増設で、既設と同種類のものが2基以下の場合かつ加圧送水装置等の性能（吐出量又は揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響がない場合	消火栓箱の移設で、同一の警戒範囲内の場合	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	1 ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 (1) 既設と同種類のものが5個以下の場合かつ散水障害がない場合 (2) 加圧送水装置等の性能又は配管サイズに影響がない場合 2 補助散水栓箱で、既設と同種類のものが2個以下の場合	1 ヘッドの移設で、数が5個以下の場合かつ防護範囲が変わらない場合 2 補助散水栓箱の移設で、同一警戒範囲内の場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のものが、一の選択弁において5個以下の場合 2 加圧送水装置等の性能又は配管サイズに影響がない場合	1 ヘッドの移設で、一の選択弁において2個以下の場合 2 手動起動装置の移設で、同一放射区画内の場合かつ操作性に影響のない場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のものが、一の選択弁において5個以下の場合 2 加圧送水装置等の性能、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響がない場合	1 ヘッドの移設で、一の選択弁において5個以下の場合かつ警戒区域の変更がない場合 2 手動起動装置の移設で、同一放射区画内の場合かつ操作性に影響がない場合	加圧送水装置、泡消火剤混合装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品
粉末消火設備	1 ヘッド及び配管（選択弁の二次側に限る。）の増設で、次のすべてに該当する場合 (1) 既設と同種類のものが5個以下の場合 (2) 薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響がない場合 2 ノズルの増設で、次のすべてに該当する場合 (1) 既設と同種類のものが5個以下の場合 (2) 薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響がない場合 3 移動式の粉末消火設備の増設で、既設と同種類のものを同一室内に設置する場合 4 制御盤、操作盤等電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置又はダンパー復旧装置の増設で、既設と同種類のものを同一室内に設置する場合かつ電源容量に影響がない場合	1 ヘッド及び配管（選択弁の二次側に限る。）の移設で、ヘッドの数が5個以下の場合かつ放射区域の変更がない場合 2 ノズルの移設で、5個以下の場合かつ放射区域の変更がない場合 3 移動式の消火設備の移設で、同一室内の場合 4 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置又はダンパー復旧装置で、同一室内の場合かつ電源容量に影響がない場合	すべての構成部品で、放射区画に変更がないもの

自動火災報知設備	1 感知器の増設で、既設と同種類のものが10個以下の場合で、かつ、警戒区域の変更がない場合 2 発信機、ベル又は表示灯の増設で、既設と同種類のものを同一警戒区域内に設置する場合	1 感知器の移設で、10個以下の場合かつ警戒区域の変更がない場合 2 発信機、ベル又は表示灯の移設で、同一警戒区域内の場合	1 感知器で10個以下の場合 2 受信機及び中継器で、7回線を超えるものの以外のもの 3 発信機、ベル又は表示灯
ガス漏れ火災警報設備	検知器の増設で、次の全てに該当する場合 1 既設と同種類のものが5個以下の場合 2 警戒区域の変更がない場合	検知器の移設で、5個以下の場合かつ警戒区域の変更がない場合	受信機を除く。
避難器具	該当なし	本体又は取付金具の移設で、同一階の場合かつ設置時と同じ施工方法の場合	1 標識 2 本体・取付金具で、設置時と同じ施工方法の場合

別表第1－4

消防設備等に係る工事の区分

工事の区分	内 容
新設	防火対象物（新築のものを含む）に従前設けられていない消防設備等を新たに設けることをいう。
増設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。
移設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。
取替え	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有する物に交換することをいう。
改造	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。
補修	防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。
撤去	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を棟外防火対象物から取り外すことをいう。